

議案第 29 号

甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

甲府市長 橋口 雄一

甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年 7 月条例
第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害を
いう。以下同じ。）」に改める。

第 12 条及び第 13 条を次のように改める。

（報酬の額等）

第 12 条 団員には、別表に定める額の年額報酬及び出動報酬を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、団員が次の各号のいずれかに該当する場合の年額報
酬は、それぞれの勤務した期間（新たに団員に任用され、又は団員がその職を離
れた場合は、その日の属する月を含む。）に応じて月割により支給する。

- (1) 年度の途中において、団員に任用され、又はその職を離れた場合
- (2) 年度の途中において、年額報酬の額の異なる区分に異動した場合

3 年額報酬は、年度ごとに支給するものとし、翌年度の 5 月に支給するものとす
る。

4 出動報酬は、各年度において、4 月分から 9 月分までについては当該年度の
11 月に、10 月分から翌年 3 月分までについては翌年度の 5 月に当該期間の実

績に応じて支給するものとする。

(費用弁償)

第13条 団員が公務のため旅行した場合は、甲府市職員旅費支給条例（昭和30年3月条例第16号）に定める一般職相当職とみなし、費用弁償を支給する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第12条関係）

1 年額報酬

区分	報酬の額
団長	年額 82,500円
副団長	年額 69,000円
分団長	年額 37,500円
副分団長	年額 32,500円
部長	年額 28,000円
班長	年額 24,000円
団員（上記以外の者に限る。）	年額 23,500円

2 出動報酬

区分	支給単位	報酬の額	摘要
災害	1日	8時間以上	8,000円
		4時間以上 8時間未満	4,000円
		4時間未満	1,500円
警戒	1日	1,500円	消防長又は団長の指示により警戒業務に従事したときに支給する。
訓練	1日	1,500円	団長の招集、指示等により訓練に従事したときに支給する。
その他	1日	1,500円	市長が必要に応じ、その都度定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

非常勤の消防団員の処遇の改善を図るため、年額報酬の引上げ等を行うについて
は、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。